

事業主のみなさんへ

...神戸市からのお知らせ

あなたにも

マイ ナンバ ー

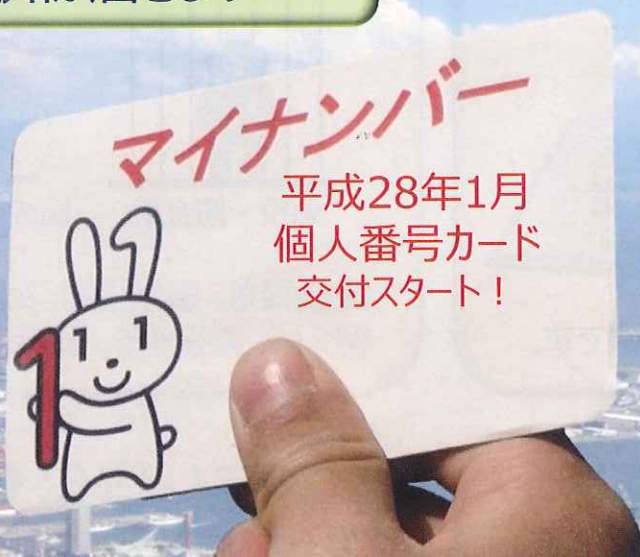
個人番号

はじまります

平成27年10月から

住民票の住所に

番号通知が届きます



平成28年1月から順次

税や社会保険の手続きで

マイナンバーが
必要です

適切な管理と、

番号の本人確認は

事業主の責務です

個人番号カードならマイナンバーと本人の証明がスムーズ！

ご質問は

国のマイナンバーコールセンターへ

日本語 0570-20-0178

平日 9時30分～17時30分

English 0570-20-0291

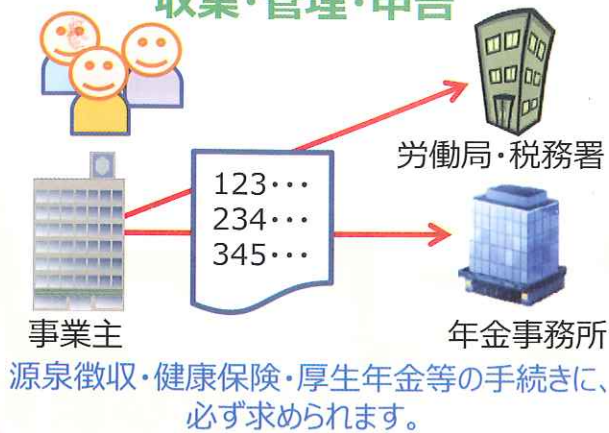
(土日祝日、年末年始をのぞく)



神戸市 平成27年3月発行

個人番号（マイナンバー）制度が始まると…

① 全従業員のマイナンバーを 収集・管理・申告



② マイナンバーと本人確認の義務



なりすまし犯罪と手続きミスの防止
個人番号カードなら1枚で両方確認OK!

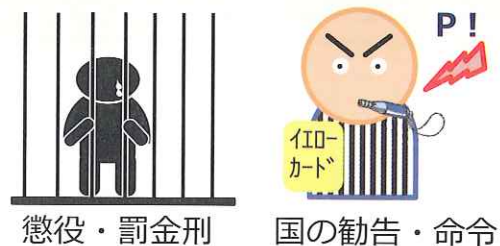
③ 利用目的の明示と 安全管理義務

源泉徴収票作成のため
厚生年金手続きのため



個人情報保護は、
企業の信用の生命線です。

④ マイナンバーを不正に取り扱うと 厳しい処罰



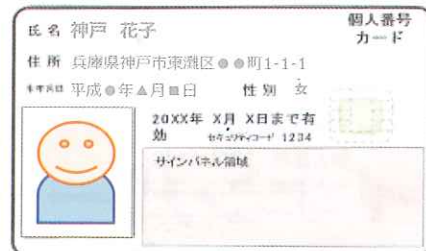
従業員も、事業主も、処罰の対象。
例えば、懲役4年、罰金200万円

⑤ 扶養親族や会社の顧問の マイナンバーも集めます。



金融機関は、顧客のマイナンバーも
集める場合があります。

⑥ 28年1月から、個人番号 カードを交付。無料です。(※)



従業員の住民票のある自治体で交付。
番号の確認は、これ1枚でOK!

(※) 再発行には手数料がかかります。

スムーズな手続きとプライバシー保護のため、
従業員とご家族のみなさんに個人番号カードの申請をお勧めください!

発行：神戸市企画調整局情報化推進部
社会保障・税番号制度調整担当 (代表電話 078-331-8181)

神戸市マイナンバーHPはこちら
<http://www.city.kobe.lg.jp/mynumber/>